特集2-

女性犯罪者の実態と処遇——令和6年版犯罪白書を読む

令和6年版犯罪白書を読んで -ルーティン部分に関して

立正大学専任講師 山梨光貴 Koki Yamanashi

はじめに T

刑事立法の活性化は、令和に入った現在も、 いささかも衰えるところがない。令和4年以降 でみても、拘禁刑の創設等に関する刑法等の改 正 (令和4年6月)、保釈中の被告人へのGPS 装置の装着に関する刑事訴訟法等の改正(令和 5年5月)、性犯罪規定の整備に係る刑法等の改 正(令和5年6月)などが行われている「令和 6年版犯罪白書(以下「白書」という。)35頁]。 また、令和4年4月からは特定少年に係る令和 3年改正少年法等が、令和5年12月からは被害 者心情等伝達制度が、それぞれ施行されている [白書128頁、299頁]。

このような動向のなかでも、拘禁刑と特定少 年に係る法改正は、犯罪者/非行少年の処遇制 度の根幹に関わる、ひときわ重要な変革であり、 その運用上の課題を抽出することは、刑事政策 学における重要課題のひとつである。そして、 そのような課題に取り組む者にとって、犯罪白 書が非常に高い資料的価値を有することは、改 めて指摘するまでもない。本稿では、『令和6 年版犯罪白書』のルーティン部分から、拘禁刑 と令和3年改正少年法に関連する図表や記述を 基に、それらの運用上の課題を読み解きたい(な お、括弧書きで「表」や「図」とある場合、令 和6年版犯罪白書の図版を指す。)。

犯罪の減少と施設の閉庁 Π

令和5年における刑法犯の認知件数は70万 3.351件であり、前年比10万2.020件(17.0%) の増加であった[1-1-1-1図]。もっとも、これは、 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感 染症法上の5類感染症に移行されたことに伴 い、人の流動性が高まったことが主な理由であ るとみるのが自然である[白書コラム2]。む ろん、犯罪の増加を放置してよいことにはなら ないが、同様の現象は、行動制限措置を緩和/ 撤廃した世界各地でみられるのであり、我が国 だけが犯罪増加を経験しているわけではない¹。 短期的な動向よりも、令和5年における刑法犯 の認知件数が、同件数がピークを迎えた平成 14年(285万3,739件)の24.6%にまで減少して いるという、長期的な動向が重要である。

犯罪の長期的な減少は、受刑者の数にも影響 を及ぼす。令和5年における入所受刑者の人員 は1万4.085人(前年比2.6%減)で、減少に転 じ始めた平成19年以降、最も少ない人数であ る [2-4-2-2図]。他方、令和5年における出所 受刑者の人員は1万6,202人(仮釈放者1万211

¹ 山梨光貴=柴田守「COVID-19パンデミックへの対応がもたらした機会理論の進展と被害予防策」被害者学研究33号(2024年) 52頁以下。